

令和7年度(2025年度) 保育所等入所申込み案内



幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)の利用を希望する方

利用申込の受付期間：利用を希望する幼稚園・認定こども園に直接お問い合わせください。

保育所・認定こども園(保育所機能)の利用を希望する方

■令和7年度 年度途中の入所の受付期間

入所希望日	受付期間
令和7年4月2日～30日	令和7年2月3日(月)～28日(金)
令和7年5月	令和7年3月3日(月)～31日(月)
令和7年6月	令和7年4月1日(火)～30日(水)
令和7年7月	令和7年5月1日(木)～30日(金)
令和7年8月	令和7年6月2日(月)～30日(月)
令和7年9月	令和7年7月1日(火)～31日(木)
令和7年10月	令和7年8月1日(金)～29日(金)
令和7年11月	令和7年9月1日(月)～30日(火)
令和7年12月	令和7年10月1日(水)～31日(金)
令和8年1月	令和7年11月4日(火)～28日(金)
令和8年2月	令和7年12月1日(月)～26日(金)
令和8年3月	令和7年12月15日(月)～令和8年1月16日(金)

■令和8年4月1日入所の受付期間(予定)

入所希望日	受付期間
令和8年4月1日	令和7年11月17日(月)～令和7年12月26日(金)

■年齢別クラス【令和7年度(2025年度)】

クラス	生年月日
5歳児(年長)	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日
4歳児(年中)	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日
3歳児(年少)	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
2歳児(満3歳)	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
1歳児	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日
0歳児	令和6(2024)年4月2日～

目 次

保育施設等を利用するために必要な認定は？	・・・ 1
利用施設別の無償化の対象について	・・・ 1

認定こども園の機能について（保育所機能⇔幼稚園機能）

認定こども園の機能と認定区分について	・・・ 2
--------------------	-------

1. 保育所・認定こども園（保育所機能）の利用

1 教育・保育給付認定（2号・3号認定）について	・・・ 3
2 申請前に確認してほしいこと	・・・ 4
3 入所決定までの流れについて	・・・ 6
4 必要書類について	・・・ 10
5 保育料と副食費について	・・・ 17
6 入所決定後に必要となる手続きについて	・・・ 19
7 通常保育以外の保育サービスについて	・・・ 20
8 公立保育園の民営化について	・・・ 20

2. 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）の利用

1 教育・保育給付認定（1号認定）と申請手続きについて	・・・ 21
2 預かり保育にかかる無償化（新2号・新3号認定）について	・・・ 22

3. 子育て支援等

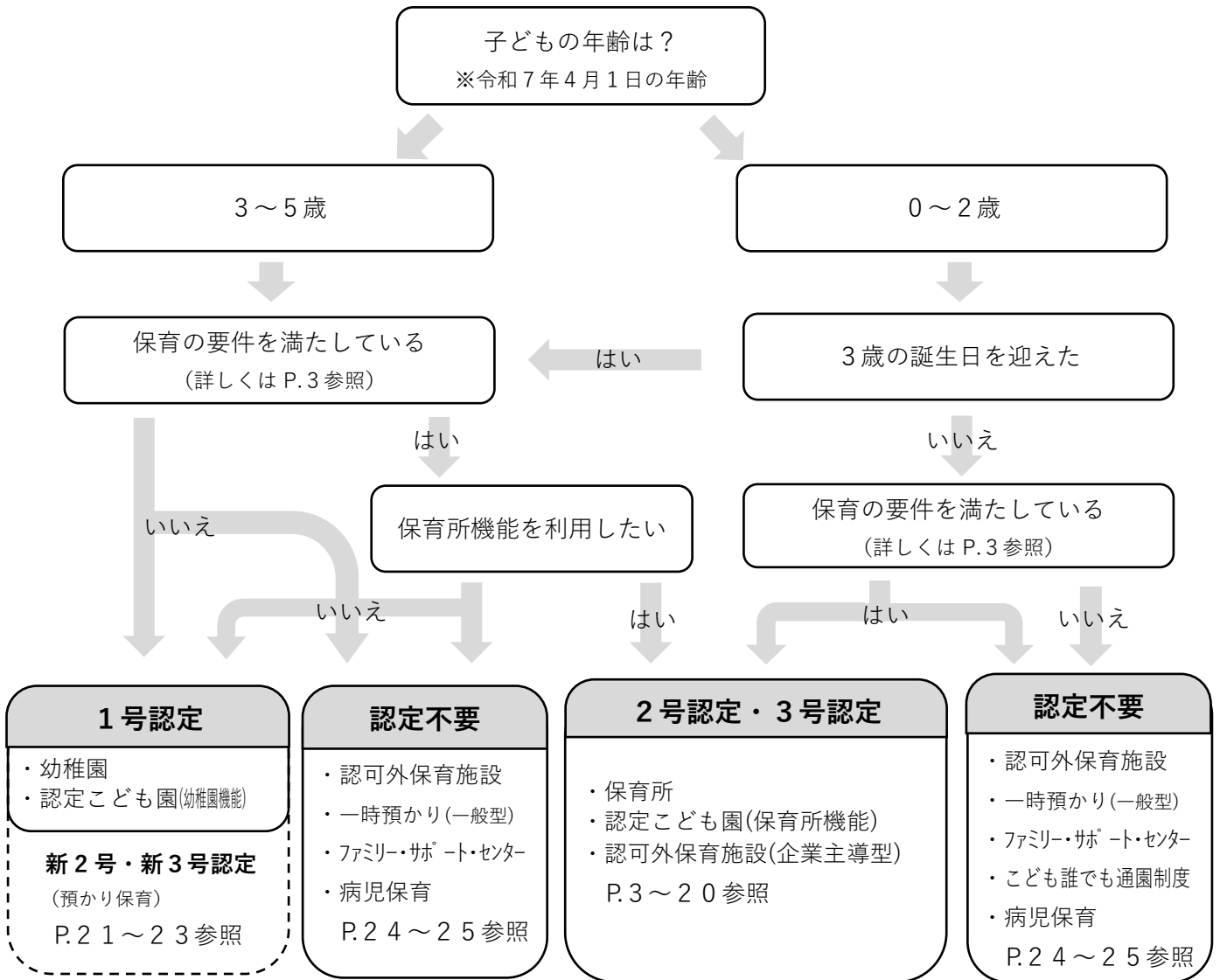
1 子育て支援事業	・・・ 24
2 その他子育てに関する情報	・・・ 26

4. 参考

○令和6年度（2024年度）函館市保育料基準額表（保育認定0～2歳児クラス）	・・・ 28
○令和6年度（2024年度）副食費免除判定基準表（満3歳以上）	・・・ 29
○令和6年度（2024年度）幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表	・・・ 30



保育施設等を利用するために必要な認定は？



■利用施設別の無償化の対象について

施設区分	認定区分	クラス年齢	無償化の対象			
			対象児童	対象範囲	無償化の申請	
保育所 認定こども園(保育所機能)	2号	3～5歳児	全員	保育料全額	不要	
	3号	0～2歳児	非課税世帯の子ども 第2子以降の子ども			
幼稚園 認定こども園 (幼稚園機能)	教育標準時間	1号	満3～5歳児	全員	必要	
	預かり保育	新2号	3～5歳児	保育の必要性のある子ども		預かり保育料 日額450円×日数または 月額11,300円まで
		新3号	満3歳児	保育の必要性のある非課税世帯		預かり保育料 日額450円×日数または 月額16,300円まで
認可外保育施設 一時預かり(一般型) ファミリー・サポート・センター 病児保育	新2号	3～5歳児	保育の必要性のある子ども	月額37,000円まで	必要	
	新3号	満3歳児	保育の必要性のある非課税世帯の子ども	月額42,000円まで		
		0～2歳児				

認定こども園の機能について(保育所機能⇔幼稚園機能)

認定こども園の機能と認定区分について

認定こども園は、保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持つ施設です。
 満3歳以上の子どもは、保護者の保育を必要とする事由の有無に関わらず、利用できます。
 3歳未満の子どもは、保育所機能のみの利用となります。

■認定こども園の機能と認定区分

	保育所機能		幼稚園機能
認定区分	2号・3号認定（保育認定）		1号認定（教育認定）
保育時間	保育標準時間	保育短時間	各施設の教育時間 （おおむね4時間） ※2 （教育時間の前後の時間帯で 預かり保育を利用できます。）
	※1 保育所等を利用できる時間	園が定める時間 （最長8時間）	
	1か月の就労時間等	64時間以上 120時間未満	
保育を必要とする事由	必要		不要
申込方法	P.3参照		P.21参照

※1 保育所等での保育の利用日数と利用時間については、就労時間帯での保育体制の確保やお子さまの育成上の配慮という観点から、必要な範囲での利用を想定しておりますので、認定を受けた際の要件や時間の中でのご利用をお願いします。

認定を受けた上限時間を超えて利用する場合は延長保育となります。

園によって開園時間が異なります。詳しくはP.30～31をご確認ください。

※2 1号認定に加えて、預かり保育の無償化を利用するには、施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受ける必要があります。認定には保育を必要とする事由が必要となります。詳しくはP.22をご確認ください。

入所決定後における認定区分の変更について

保育所機能⇒幼稚園機能（2号から1号への変更）

退職などにより保育を必要とする事由がなくなった場合、利用している認定こども園で保育士の配置や定員に空きがあるなど条件を満たせば、同じ園の中で保育所機能（2号）から幼稚園機能（1号）に利用する機能を変更し、継続して園を利用することができます。

幼稚園機能⇒保育所機能（1号から2号への変更）

就労などにより、教育時間を超えて保育が必要となった場合、利用している認定こども園の保育士の配置や定員に空きがあるなどの条件を満たせば、同じ園の中で幼稚園機能から保育所機能に変更し、園を利用することができます。

詳細については、入所後に配布される「利用のしおり」をご確認いただき、園へ相談ください。

1. 保育所・認定こども園(保育所機能)の利用

1 教育・保育給付認定（2号・3号認定）について

(1) 利用できる方について

保育所・認定こども園（保育所機能）は、就学前のお子さまが、日中家庭で必要な保育を受けることが困難な場合に利用する施設です。利用には、保育の利用を必要とする事由が必要です。

保育の利用を必要とする事由		認定の期間	利用時間	
			標準時間	短時間
就労	1月当たり64時間以上の労働を常態とする場合	事由が無くなるまで (小学校就学前まで)	○	○
妊娠・出産	出産予定日前後各8週の期間 ※多胎妊娠の場合は、出産予定日の14週前から	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	○	○
疾病・障がい	疾病や負傷、または精神もしくは身体に障がいを有している場合	事由が無くなるまで (小学校就学前まで) ※症例によっては3か月ごとに診断書の提出が必要です。	○	○
介護等	親族を常時介護または看護している場合	事由が無くなるまで (小学校就学前まで)	○	○
災害復旧	震災・火災等の復旧に従事している場合	事由が無くなるまで (小学校就学前まで)	○	○
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	認定日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで	×	○ 原則 平日のみ
就学・職業訓練	就学(職業訓練)中の場合	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで	○	○
その他	上記各事由に類する場合	市が認める期間	○	○

■虚偽の申請や報告等をした場合、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合

虚偽の申請や報告等を行った場合や次に該当する場合は、入所を承認しない、もしくは入所を一時停止する、または保育所等における保育を行うことを解除することがあります。

- 悪質の疾病にかかり、伝染のおそれがあると認められるとき。
- 心身の障害その他の事由により保育所等において保育することが不相当であると認められるとき。
- 他の児童に悪影響があると認められるとき。
- 引き続き1か月以上の期間、届出をしないで欠席したとき。

(1) 見学について

申請前に必ず、利用を希望する施設に直接お問い合わせの上、お子さまと一緒に見学してください。園によっては見学を必須としているところもありますので、利用を希望する園に直接連絡の上、見学をしてからの申請をおすすめします。

★見学時のチェックポイント★

- 園や先生の雰囲気は、親子ともに気に入りましたか？
- 園の教育方針や運営規定について、納得できる内容でしたか？
- 園までの道のり（経路や所要時間など）は、通いやすいですか？
- 保育料・副食費以外の実費負担があるかどうか確認しましたか？

* 心配なこと、気になることがあったら、園の先生に聞いてみましょう！

見学予約

【施設一覧】

P.30～31

保護者の方が、希望園に
直接お申込みください

※入所内定後の辞退は、園や他の希望者に多大な迷惑をかけることとなります。
申請書には、継続して通える条件の園のみ記入してください。

■入所後に転園する場合の注意点

短期間で環境を変えることはお子さまにとっての負担となるため、入所した園には**最低6か月間継続して利用**していただきます。この期間は、基本的には転園できません。

転園の手続きについては、新しく入所される方と同じく利用調整の対象となります。利用調整の結果によっては、希望する時期に転園が決まらない場合があります。

(2) 特別な支援を必要とするお子さまについて

お子さまに障がいや食物アレルギーがある場合や、医療的配慮を必要とするなど特別な支援が必要な場合、障がいの判定の有無にかかわらず、お子さまと一緒に見学に行き、園の先生に相談をしてください。

また、お申込みの際に、申請書の「健康状態」欄に必ず記入し、子どもサービス課の窓口で**ご相談ください**（P.12参照）。なお、利用調整にあたっては関係機関に情報共有させていただく場合がございますのでご了承ください。

相談や申し出がないまま入所が決まり、入所時に支援の必要があることがわかった場合は、園で受け入れ体制が整わず、受け入れできないこともありますのでご注意ください。

(3) 市町村民税が未申告の方について

保育料・副食費等の算定をするためには、保護者の市町村民税の申告が必要です。令和6年度分の市町村民税が未申告の方は、保育料の算定手続きができません。

まだ申告がお済みでない方は、**令和6年1月1日現在の住民登録地**で申告を行ってください。非課税の方や、収入がなかった方も申告が必要です。

【函館市に申告する場合】

税務室 市民税担当（函館市役所2階） TEL (0138) 21-3213

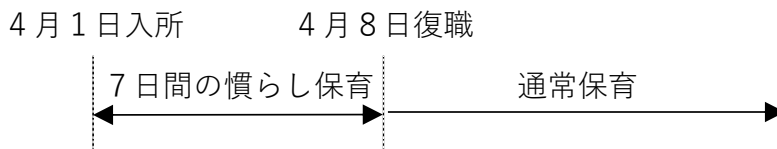
(4) 慣らし保育について ～入所した初日から慣らし保育を利用できます～

慣らし保育とは、新しい環境の変化によるお子さまの負担を軽減するために、入所初日から数日かけて徐々に保育時間を延ばしていくことです。

慣らし保育の期間中は、お迎えの時間が早くなります。園を見学される時等に保育内容を確認してください。

- ・ 函館市では、入所日から1週間程度の、慣らし保育の利用ができます。
- ・ 慣らし保育期間中も、通常と同じ保育料がかかります。
- ・ 慣らし保育の保育ペースやお迎えの時間は、園に直接お問い合わせください。
- ・ 慣らし保育期間中に限り、就労および育休復帰の前からの利用を認めています。
※ただし、慣らし保育期間終了後すぐに保護者が就労を開始することを条件とします。

◆慣らし保育の入所イメージ



(5) 函館市外の市区町村にお住まいの方について

■函館市へ転入予定の方

申請書類は函館市の様式を使用し、申請時点の状況を記載の上、函館市へご提出ください。

(転出にともない、現在の居住地での就労先を退職する場合は、函館市に転入後の状況に合わせて、必要な書類をご準備ください。新しい就労先が決まっている方は、内定の就労証明書でも受付いたします。)

また、転入に関する申立書の提出が必要です(P.10参照)。なお、入所日までに函館市内に住民登録がない場合は入所取り消しとなりますので、転入の手続きは余裕をもって行ってください。

■函館市外の住民登録のまま、函館市内の園を利用する方(広域入所)

申請受付・問い合わせ先は、住民登録のある自治体となります。

広域入所の利用には就労等の条件がありますので、まずはお住まいの市町村へご相談ください。

◆申請について

- ・ 申請書類は**お住まいの市町村の様式**を使用し、市町村の窓口へご提出ください。
- ・ 申請締切日は函館市必着となります。市町村経由での提出ですので、余裕をもってお申込みください。

◆結果通知について

- ・ 入所の可否については、お住まいの市町村から結果を通知いたします。
函館市では**結果について一切回答できません**ので、お住まいの市町村にお問い合わせください。
- ・ 保育認定や保育料の算定は、住民登録のある自治体で行います。

3 入所決定までの流れについて

(1) 入所の決定（利用調整）について

保育所・認定こども園の入所は、先着順や抽選ではなく、「**利用調整**」によって決定します。より保育の必要性の高い児童から優先して入所するために、保育の利用を必要とする事由や世帯の状況を点数化し、点数が高い方から順番に入所を決定します。

希望する園に必ず入所できるわけではありません

各園では、年齢クラスごとに定員があります。

入所を希望するお子さまが定員を上回る場合は、利用調整の途中で定員に達してしまい、結果によっては入所できないことがあります。

また、利用調整は市が行っていますので、**見学や問い合わせの際に「空きがある」とお伝えしている場合や、きょうだいが在園している場合でも、入所をお約束するものではありませんのでご注意ください。**

(2) 入所決定までの流れ

「令和7年度（2025年度）保育所等入所申込み案内」の内容を確認する



お子さまと一緒に施設見学

（お子さまのアレルギーなど配慮が必要なことがある場合は事前に園にご相談ください）



市もしくは希望園へ申請書類を提出

（申請書類に不備があった場合は受付できないことがありますのでご注意ください。）

受付期間については表紙をご確認ください。



利用調整



市より結果通知



入所決定の場合

入所が決定した園から
入所手続についてお電話にて案内があります

入所不可の場合

年度途中の入所の場合
翌月以降も継続して利用調整を行います。

※保育要件が求職活動の場合
利用調整は3回までで、取り下げとなります。

※4月1日入所の場合
年度途中の入所をご希望の場合には改めて申請をお願いします。

■令和7年度 年度途中の入所

①受付期間：入所希望月の2か月前から1か月間（各月の受付期間は表紙参照）

入所希望月の2か月前の月末の開庁日に受付を締め切ります。

※令和8年3月入所は令和8年1月16日（金）が受付締切となりますので
ご注意ください。

②結果連絡

入所希望月の前月中旬頃、入所決定及び不可について市からお電話にてご連絡します。

希望園入所決定の方

市の結果連絡後、園から入所手続についてご連絡があります。

※書類の不備および再提出が必要な方は市へ書類を**入所日まで**にご提出ください。

既に在園児がいる方につきましては、園へご提出ください。

◆就労証明書の再提出について

以下に当てはまる方は、入所決定後に就労証明書の再提出が必要です。就労証明書は、あらためて発行していただくこととなりますので、就労先の方と調整の上ご準備をお願いいたします。

なお、保育料・副食費の算定は、就労証明書が再提出された後となりますのでご了承ください。

育児休業取得中の方

「育児休業終了日」および「復職日」を、育児休業を切り上げた日に合わせて新たに発行されたもの

就労内定の方

「証明日」が、雇用契約日（就労を開始した日）以降の日付で発行されたもの

転入者の方

「証明日」が、転入日（本市に住民登録した日）以降の日付、かつ雇用契約日以降の日付で発行されたもの

証明書の有効期間が切れている方

「証明日」が、入所日から遡って6か月以降に発行されたもの

例 入所日 2025年4月1日入所の場合、証明日 2024年10月1日以降の就労証明書が有効です。

希望園に入所が決まらなかった方

希望する園に入所が決まらなかった方は「入所申込みにおける確認書」にて選択した希望内容（他園紹介での入所、翌月以降の利用調整継続、申請取り下げのいずれか）に応じてご案内します。

◆他園紹介での入所

入所不可の電話連絡の際に、その時点で定員に空きがあり受入可能な園をご紹介します。

他園紹介の対象となる方

「入所申込みにおける確認書」にて他園紹介を希望した方で、希望園に全て入所できない方

申請時に、「入所申込みにおける確認書」のNo.6『他園の紹介を希望します』の「はい」にチェックした方のみ、ご紹介の対象となります。それ以外の項目にチェックした場合や、チェックが無い場合は、いかなる理由があっても他園の紹介は一切できませんのでご注意ください。

(P.14 参照)

紹介にあたっての注意事項

- * ご紹介した園への入所を強制するものではありません。ご紹介した園が条件等に合わない場合は、断っていただいてもかまいません。ただし、その場合はすぐに他の希望者へご紹介させていただきます。
- * もし回答にお時間が必要な場合でも、他の申請者への結果連絡を控えていることから、指定の期日（半日程度）までにご回答がない場合は、ご紹介自体をキャンセルとさせていただきます。
- * 希望するエリアなどご希望に添えない場合があります。利用調整の状況によっては、ご紹介できる園が無い場合がありますのでご了承ください。
- * その場で入所のご意向をお伺いしますので、もし希望園に入所できない場合に候補にしている園がありましたら、申請前までに見学をお願いします。ただし、見学済みの園をご紹介できるとは限りませんのでご了承ください。

◆翌月以降の利用調整継続（希望園の入所を継続して待つ方）

申請時に入所を希望した月に入所が決まらず、翌月以降の入所を希望される場合、年度内（令和8年3月入所分まで）は改めて申請する必要ありません。

ただし、入所が決まった時点で就労証明書等を改めて提出していただく場合があります。

※保育の要件が求職活動の方

利用調整を行うのは3回までです（ただし、年度内に限ります）。

3回の利用調整で入所が決まらず、その後も保育所等への入所を希望する場合は、改めて申請してください。

◆申請取り下げ

申請取り下げを希望した方は、翌月以降の利用調整を行いません。

改めて申請を希望される場合は、申請が必要になります。

その他保育サービス

下記の施設や事業を利用する予定の方は、市から認定を受けることで無償化の対象となる場合があります。詳しくは子どもサービス課へお問い合わせください。

- 認可外保育施設
- ファミリー・サポート・センター
- 一時預かり事業

※認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設を利用する場合は、市からの認定が必要となる場合がありますので利用施設に直接お問合せください。

■令和8年4月1日入所

※現時点での予定となります。詳しくは11月頃にホームページに掲載するほか、市の窓口や保育所等で配布します。

①入所申込みの受付期間（予定）

令和7年11月17日（月）から令和7年12月26日（金）まで

※不備書類があった場合は受付できませんのでご注意ください。

※申請期間内に書類の提出が難しい方は子どもサービス課へご相談ください。

②利用調整について

受付期間終了後、「入所申込における確認書」に基づき利用調整を行い、入所が決定した方には書面で連絡します。なお、第一希望の園に入所できなかった場合には電話で連絡します。

■利用調整および通知書発送予定の時期

	認定こども園	認可保育所
利用調整	令和8年2月中	
利用調整結果通知	令和8年2月27日（金）発送予定	
利用者負担額決定通知書 （保育料決定通知書）	令和8年3月中旬	令和8年4月中旬
副食費徴収免除決定通知書 （3歳児クラス以上の該当者のみ）	令和8年3月中旬	

※4月1日に入所できず、年度途中の入所を希望される場合は改めて申請書等の提出をお願いします（受付期間は入所希望月の2か月前となります）。

慣らし保育利用にあたっての注意事項

- * 4月1日の入所が決定した後、3月下旬から慣らし保育を利用して事前入所することはできません。
育児休業中で4月1日の入所を希望する場合は、次のいずれかの書類を提出してください。
 - 育児休業終了日が4月7日以前となっている就労証明書
 - 入所決定後、育児休業を切り上げることの申立書
(入所決定後、育児休業期間を変更した就労証明書を提出していただきます。)
- * 育児休業終了日が4月8日以降となっている場合は、4月1日の入所とならないことがありますのでご注意ください。
- * 4月1日から復職するために3月下旬から慣らし保育の利用を希望する場合は3月入所も併せて申請してください。

4 必要書類について

(1) すべての方に提出していただく書類（申請時点の状況を確認できるもの）

ア 教育・保育給付認定等申請書（2号・3号認定）	お子さま1人につき一部	P.12
イ 入所申込みにおける確認書	世帯につき一部	P.14
ウ 保護者が保育の利用を必要とする事由を確認するための書類	保護者1人につき一部 ※保護者（父母等）両方必要です	P.15

(2) 該当する方のみ提出する書類（保育料等の算定に必要な書類）

区分	必要な書類
申請児童または同居する世帯員の中に、 障害者手帳または療育手帳をお持ちの方がいる場合	該当する方の手帳の写し ※特定施設等に入所または入院している場合は保育料算定の対象にならない場合があります。
申請児童または同居する世帯員の中に、 特別児童扶養手当の支給対象児童がいる場合	特別児童扶養手当受給者証
同居する世帯員の中に、障害基礎年金受給者がいる場合	障害基礎年金証明書
里親または養護施設の長が保護者となる場合	以下の書類いずれかの原本 ・里親委託証明書 ・児童相談所の長の証明書 ・通園に要する費用の負担者を明らかにする里親または養護施設の長の証明書
申請児童のきょうだいの中に、下記施設に在籍、 または下記サービスを利用している就学前児童がいる場合 ・企業主導型保育事業 ・児童発達支援施設 ・新制度に移行していない幼稚園 ・特別支援学校の幼稚部 ・情緒障害児短期治療施設の通所部	利用者負担額軽減対象施設にかかる在籍（利用）証明書 ※市の様式を使用してください。

(3) その他の必要書類

区分	必要な書類
郵送で申請する場合	保護者の以下の証明書類の写し ※両方必要です ・顔写真付き身分証明書：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等 ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの：マイナンバーカード、マイナンバーの記載のある住民票等
令和6年1月1日現在の保護者の住民登録地が函館市以外の場合 (転入する方、単身赴任の方等) ※個人番号(マイナンバー)を書類アに記載している、または写しを添付している場合は必要ありません。	令和6年1月1日現在、住民登録があった市区町村から発行される以下の書類の、いずれかの写し ※非課税の場合も、その旨を確認できる書類を提出してください。 ・令和6年度 納税通知書 ・令和6年度 特別徴収税額の通知書 ・令和6年度 市区町村民税所得課税証明書
函館市外から転入する方	・転入に関する申立書【途中入所申込み用】 ※市の様式を使用してください。 ・ひとり家庭の方は、戸籍謄本の写しが必要になる場合があります。
育児休業中の方	・育児休業切上の申立書【途中入所申込み用】 ※市の様式を使用してください。

**【提出先】 函館市子ども未来部子どもサービス課 TEL (0138) 21-3270
〒040-8666
函館市東雲町4番13号(市役所本庁舎1F)**

《開庁時間》 平日8:45～17:30 土・日・祝祭日は受付できません。

亀田福祉課, 湯川福祉課, 各希望園でも受付を行っております。

◆次の施設はそれぞれの支所に申請してください。

- ・ **つつじ保育園** → 恵山支所市民福祉課 TEL 0138-85-2335
- ・ **南かやべ認定こども園** → 南茅部支所市民福祉課 TEL 0138-25-6048

- ・ 必要な書類をすべて揃えたうえでお申し込みください。
- ・ 添付書類等が間に合わない場合は申立書等の提出により受付できる場合がありますので、申請時にご相談ください。
- ・ 希望内容の変更は、申請期間のみ受付します。申請締切日以降は、「希望順位の変更」「希望園の変更・追加」「他園紹介の希望」等の変更はできなくなりますのでご注意ください。

▶ 申請書類は、函館市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017051700061/>

保育所機能の手続き



申請受付締切後でも、次の場合はすぐにご連絡ください

- ・ 仕事をやめた、または転職した場合
- ・ 勤務時間および勤務日数の変更があった場合
- ・ 転居または転出した場合
- ・ 結婚または離婚した場合
- ・ 新たに同居または別居する世帯員(祖父母等)がいる場合
- ・ 下の子を出産した、または新たに妊娠がわかった場合
- ・ その他、申請書に記入した内容が変わる可能性がある場合



申請内容が入所日時点の事実と異なることが判明した場合、利用調整の対象外または入所の取消となる場合があります。

《連絡先》 子どもサービス課 TEL (0138) 21-3270

■ア 教育・保育給付認定等申請書（2号・3号認定）

おもて

【基本事項】消えないボールペンでご記入ください。

記入例

教育・保育給付認定等申請書（2号・3号認定）

令和 7年 5月 11日

函館市長 あて

函館市が保育給付認定等に必要な市町村民税等の情報（同一世帯者を含む）および世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額等に関する事項および当該申請書に記載する事項の中で運営上必要と認められる情報を特定教育・保育施設に対して提供することに同意し、子ども・子育て支援法に基づく保育認定（保育所等の利用申込（利用調整）を含む）および支給認定証の交付について申請します。

保護者 (申請者)	ふりがな	はこだて よしこ		日中の 連絡先	① 080-1234-1234 (続柄: 父・母)
	氏名	函館 良子			② 090-4321-4321 (続柄: 父・母)
	生年月日	昭和・平成	2年 7月 4日		
	住所	函館市 東雲 町 ○丁目 4番(地) 13号			
申請に係る 小学校 就学前の 子ども	ふりがな	はこだて じろう		保護者との続柄	子
	氏名	函館 次郎			
	生年月日	平成・令和	6年 7月 8日	(令和7年4月1日現在 0歳)	
	健康状態	病歴・持病等	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(病名・症状)		
発育・発達		相談している病院や施設等 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(〇〇療育支援通所)			
アレルギー		<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(<input checked="" type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 乳 <input type="checkbox"/> 小麦)			

必ずしてください。
アレルギー・病気・障害等
ある場合は詳細をご記入く
ださい。

卵を含むすべての食品不可

1 保育の利用を必要とする事由等

父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 ⇒ 就労状況	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input checked="" type="checkbox"/> 土 / 8:45 ~ 17:30, <input type="checkbox"/> 変則勤務 ※育児休業(令和 年 月 日 まで)
	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他() (具体的な状況(勤務先, 就労時間・日数等や疾病の状況など))	
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 ⇒ 就労状況	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input checked="" type="checkbox"/> 土 / 9:00 ~ 17:00, <input checked="" type="checkbox"/> 変則勤務 ※育児休業(令和 7年 7月 7日 まで)
	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他() (具体的な状況(勤務先, 就労時間・日数等や疾病の状況など))	
希望する 利用時間等	利用曜日	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土
	利用時間	8 : 00 から 18 : 00 まで
	利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 標準時間(11時間まで) <input type="checkbox"/> 短時間(8時間まで)

就労がない休日は通常、
保育を利用できません。
求職活動の場合、
平日・短時間の3か月間
の利用となります。

2 利用を希望する期間・施設(事業者)等

利用を希望する期間	令和7年7月1日 から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学 <input type="checkbox"/> その他(令	
利用を希望する施設(事業者)等			
希望順位	施設(事業者)名	希望理由	希望理由
第1希望	認定子ども園〇〇	兄弟が通所しているため	<input checked="" type="checkbox"/> 済
第2希望	〇〇保育所	自宅から近いため	<input checked="" type="checkbox"/> 済
第3希望	認定子ども園〇〇幼稚園	自宅から近いため	<input type="checkbox"/> 済

希望園のみ利用調整を行います。園を見学していない場合は利用調整前(入所希望月の前月まで)に見学を済ませてく
ださい。※市からの他園紹介を希望する方は、別紙「入所申込みにおける確認書」のNo. 6の『はい』にをし
てください。

個人番号（マイナンバー）・障がいの有無・住民登録地を必ずご記入ください。

3 世帯の状況		※住民票が同一かどうかにかかわらず同居している家族を記入してください。 ※欄が足りない場合は、世帯状況確認票を添付してください。												
	ふりがな 氏名	児童との 続柄	生年月日			職業（勤務先）または学 校名（学年）等			障がいの 有無	R6.1.1現在の 住民登録地		備考		
申請 児童	はこだて じろう 函館 次郎	本人	6	年	7	月	8	日		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函館市以外 ()			
	個人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
保護者	はこだて たろう 函館 太郎	父	1	年	6	月	1	日	〇〇株式会社	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 函館市 <input checked="" type="checkbox"/> 函館市以外 (〇〇県〇市)	単身 赴任		
	個人番号		1	1	2	2	2	1	0	1	3	4	0	1
保護者	はこだて よしこ 函館 良子	母	2	年	7	月	4	日	株式会社〇〇企画	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函館市以外 ()			
	個人番号		1	2	6	6	7	7	8	8	2	2	1	1
その他の同居家族	はこだて いちろう 函館 一郎	兄	27	年	12	月	1	日	〇〇小学校	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函館市以外 ()			
	個人番号		3	2	2	1	1	1	4	4	5	6	7	8
	はこだて はなこ 函館 花子	姉	3	年	9	月	1	日	〇〇認定こども園					
個人番号		1	2	4	5	5	6	7	8	8	9	1	0	
その他の同居家族	はこだて よしみ 函館 良美	祖母	38	年	8	月	1	日	無職	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函館市以外 ()	〇〇 障害者 手帳 1級		
	個人番号		2	1	3	3	1	4	5	6	7	1	1	3
家庭の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護・中国残留邦人等支援給付の適 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭（婚姻歴 <input type="checkbox"/> あり/ <input type="checkbox"/> なし）													

申請時点で既に入所児童がいる場合は園名をご記入ください。

保育できる65歳未満の親族がいる場合、別途、電話で確認する場合があります。

該当者はご記入ください。 (経路を経て函館市に提出する場合)

年 月 日

施設（事業者）名	担当者
備考	連絡先

* 函館市処理欄

認定番号	こどもコード
認定区分等	<input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (目標 <input type="checkbox"/> 短)
認定の可否	可 (令和 年 月 日認定) / 否 (否とする理由)
支給(入所)の可否	可・否 (否とする理由) (<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型)
支給(利用)期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
入所施設(事業者)名	
施設区分	<input type="checkbox"/> 認定こども園[<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保(<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼)] <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 企業主導型
備考	

記入不可

(本庁受付印)

処 理				
確認	確認	入力	入力	受付
				本・湯・亀

■イ 入所申込みにおける確認書

【基本事項】

消えないボールペンでご記入ください。

記入例

【年度途中入所申込み用】

保育所および認定こども園（保育所機能）

入所申込みにおける確認書

見学していない希望園がある場合は見学予定日を必ずご記入

1 見学について	
1) 希望園の見学はいつ行う予定ですか。 <small>※やむを得ない事情がある場合を除き、希望するすべての園の見学を済ませてください。</small>	第1希望 <input checked="" type="radio"/> 済 未 (月 日) 第2希望 <input checked="" type="radio"/> 済 未 (月 日) 第3希望 <input checked="" type="radio"/> 済・未 (5月 16日)
2) 入所後、最低6か月間は転園ができないことについて同意しますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
2 利用調整について	
利用調整の結果、希望する園への入所が決まらない場合があることについて理解していますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
3 希望園の変更について	
希望園の変更がある場合は、申請書を再提出いただくことについて同意しますか。 ※電話、メール等による変更はできません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
4 申請書類の記載内容について	
申請内容が入所日時点の事実と異なることが判明した場合、利用調整の対象外または入所の取消となることについて同意しますか。 ※保育を必要とする理由や世帯状況に変更が生じた場合は、すみやかに申し出ください。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
5 きょうだいで同時申請する世帯について	
新規で同時に入所申請するきょうだいのうち、希望園に入所できない児童がいる場合は下記のうちどちらを希望しますか。 <input type="checkbox"/> 別々の園に同時入所します。 <input type="checkbox"/> 入所できる児童のみ入所します。 <input type="checkbox"/> 全員同じ園でなければ入所しません。	
6 他園紹介について <input checked="" type="checkbox"/> をした方のみ他園紹介を行います。	
申請書に記入した希望園がすべて入所不可の場合、他園の紹介を希望しますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7 入所が決まらなかったときについて	
1) 次月以降、利用調整の継続を希望しますか。 ※今年度3月入所まで。(求職活動の場合は3回限り)	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (取り下げ)
「はい」の方 利用調整を引き続き行う理由は、以下のうちどれですか。 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅近隣を希望のため <input type="checkbox"/> きょうだいが通園しているため <input type="checkbox"/> その他	
申請書に記載した希望園に全て入所できない場合のみ証明書を発行します。	
2) 入所が決まらなかった場合、保護者が自宅で保育を行いますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「はい」の方 育児休業を延長する予定ですか。 ※育児休業の延長については、就労先とご相談ください。	
<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
「はい」の方 『保育所等に入所できない事実の証明書』の発行を希望しますか。 <small>※別途申請が必要です。発行手数料(¥300)がかかります。 ※育児休業給付金についてのご質問は一切お答えできません。就労先もしくはハローワークにお問い合わせください。</small>	
<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
「いいえ」の方 日中、お子さまの保育をどのように行いますか。	
他の施設を利用	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育施設 <input type="checkbox"/> 勤務先の保育室
その他	<input type="checkbox"/> 祖父母等の親族が保育 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター
転園の方	<input type="checkbox"/> 現在の園を利用 <input type="checkbox"/> 退園する

本確認書および「保育所等入所申込み案内」をよく読み、内容について確認しました。

令和 7 年 5 月 11 日

函館 次郎

申請児童名

保護者による記入が必要です。
(自署)

受付印

記入不可

父氏名(自署) 函館 太郎

母氏名(自署) 函館 良子

■ウ 保護者（父母等）が保育の利用を必要とする事由を確認するための書類

※申請期間内に下記書類を揃えることが難しい場合は、子どもサービス課窓口までご相談ください。

保育事由	必要な書類		備考
就労	被雇用者	就労証明書	勤務先に記入を依頼してください。 就労内定の場合も就労証明書の様式で提出ください。
	自営	就労(自営業)申立書	
		事業内容が確認できる公的書類の写し	確定申告書・開業届など ※提出予定・提出年月日が確認できるもの ※令和7年1月以降に開業した方は、開業届のほかに、税務署が交付する「リーフレット」の提出が必要となります。 ※申告書等の提出した事実を確認する方法については税務署にご確認ください。
請負(内職)	業務請負(内職)申立書および証明書	事業主に記入を依頼してください。	
妊娠・出産	母子手帳の写し ・表紙, 出産予定日記載ページ		
疾病・障がい	(a)診断書の本書または写し		「疾病名」と「日中自宅での保育が困難であること」の記載が必要です。
	(b)障害者手帳・療育手帳等の写し		手帳の等級により診断書が必要な場合があります。
介護等	親族介護(看護)申立書		
	介護等を必要とすることがわかる書類		診断書の本書もしくは写し, または要介護状態がわかる書類
災害復旧	災害復旧に従事していることがわかる書類		
求職活動 (起業の準備を含む)	求職活動	求職活動申立書	
		求職活動中であることがわかる書類	ハローワーク受付票の写しなど
	起業準備	申立書	
起業準備していることがわかる書類			
就学・職業訓練	在学証明書の本書または写し		
	1日の受講時間がわかる書類		カリキュラムや時間割など
その他	申立書等（市にご相談ください）		

■就労証明書（勤務先に記入を依頼してください。）

《記入例》

就労証明書

函館市長（函館市福祉事務所長） 宛

【基本事項】

- ・原本を提出してください。
- ・手書きの際は、鉛筆や消えるボールペンを使用せず、消えないペンでご記入ください。
- ・間違えた箇所は二重線を引いてください。

※訂正印不要、修正テープ・修正液不可

【記入項目】

◎印…必ずご記入ください。 ○印…該当者のみご記入ください。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

証明日	西暦	2024	年	10	月	1	日
事業所名	函館●●株式会社						
代表者名	代表取締役 五稜郭 一郎						押印不要
所在地	函館市東雲町4番13号						
電話番号	●●●● - ●● - ●●●●						
担当者名	五稜郭 良恵						
記載者連絡先	●●●● - ●● - ●●●●						

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 農林業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 農林業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業
◎2	フリガナ 本人氏名	ハコダテ ヨシコ 函館 良子
◎3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input checked="" type="checkbox"/> 有期 期間 2024年4月1日～2025年3月31日 (無期の場合は雇用開始日のみ)
◎4	本人就労先事業所	名称 ●●●函館駅前支店 住所 函館市若松町○番○号
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計士 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 専業主婦 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 専業主婦
◎6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 合計時間 月間 84 時間 0 分 (うち休憩時間 960 分) 一月当たりの就労日数 月間 16 日 一週当たりの就労日数 週間 4 日 平日 9 時 0 分 ～ 13 時 0 分 (うち休憩時間 60.00 分) 土曜 時 分 ～ 時 分 日祝 時 分 ～ 時 分
◎6	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日別に労働時間をきき、 時間別に休憩・残業時間をきき	年月 日/月 時間/月 記入不要(任意)
◎8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input checked="" type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 2025年5月1日～2025年8月20日
◎9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 2024年5月4日～2025年4月7日
◎10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
◎11	復職(予定)年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 2025年4月8日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
◎13	保育士等としての勤務実 態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無
◎14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定 有期雇用の場合、更新の有無を必ずご記入ください。
15	入所内定時育休短縮可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 記入不要(任意)
◎16	育休延長可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ～ 年 月 日 記入不要(任意)
18	備考欄	記入不要(任意)
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 児童名 生年月日 児童名 生年月日 児童名 生年月日 記入不要(任意) ※保護者をご記入ください。

本証明書の有効期間は証明日から6か月間です。
例:4月1日入所希望の場合、10月1日以降に証明された書類が有効となります。

右上の記載と異なる場合は、本人が実際に働いている就労先をご記入ください。

固定就労・変則就労のいずれかを選び、雇用契約に基づく就労時間(休憩時間を含む)をご記入ください。

該当の方は、育児休業期間および復職日は必ずご記入ください。

有期雇用の場合、更新の有無を必ずご記入ください。

証明日時時点で就労を開始していない場合は、備考欄に就労内定であることをご記入ください。

【お問い合わせ先】
函館市子ども未来部子どもサービス課
☎0138-21-3270

5 保育料と副食費について

(1) 保育料（利用者負担額）【0～2歳児クラス】 … P.28

保育料は、世帯の課税状況や保護者の市町村民税所得の合計額で階層認定を行い、算定します。同じ階層でも、利用時間（保育標準時間、保育短時間）により料金が異なります。第2子以降のお子さま、3歳児クラス以上のお子さまは、無料となります。

保育料を知りたい方へ

市では、お子さまの保育所等への入所が決定してから保育料を算定しています。そのため、入所決定前には、正確な保育料をお伝えすることができません。

おおよその金額を知りたい方は、函館市公式LINEのサービスもしくは、子どもサービス課の窓口にて確認できます。

窓口にお越しになる場合は、保護者本人の写真付き身分証明書を持参してください。（お電話等のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。）

※税情報に基づき試算する暫定の金額となります。実際には変わる可能性がございますので、あくまで目安としてご利用ください。

保育料試算



■保育料の納入について

認可保育所は、函館市から納付書が送付されます。認定こども園は、直接、園が徴収します。詳しくは入所後に配布する「利用のしおり」をご覧ください。

(2) 副食費（おかず・おやつ代等）【3歳児クラス以上】 … P.29

副食費（おかず・おやつ代等）が保護者負担となります。

ただし、一定の所得以下の世帯や第3子以降の子どもは副食費が徴収免除となります。

徴収免除の可否は、保育料と同様に、保護者の市町村民税額や世帯の課税状況によって決定します。徴収免除の場合は市から園を通じて副食費徴収免除決定通知書が交付されます。

なお、0～2歳児クラスは保育料に含まれているため、徴収はありません。

(3) その他実費負担

遠足等の行事費や保護者会費等の実費負担が発生する場合があります。また、副食費とは別に主食費（ごはん、パン代等）を徴収する園もあります。

金額は園によって異なりますので、各園に直接お問い合わせください。

■保育料の算定（3歳以上の場合は副食費徴収免除の判定）と市町村民税の課税年度

	保育料・副食費		
	令和7年4月～令和7年8月分	令和7年9月～ 令和8年3月分	令和8年4月～8月分
市町村民税 の課税年度	令和6年度の市町村民税 (令和5年1月～12月の収入)	令和7年度の市町村民税 (令和6年1月～12月の収入)	

■祖父母等と同居している場合の保育料の算定（副食費徴収免除の判定）について

幼稚園・保育所・認定こども園を利用している児童が、父母のほか、祖父母等と同居している世帯において、父母の収入によって生計が成り立っていると認められない場合は、以下の基準により祖父母等の市町村民税額を含めて階層認定（副食費徴収免除の判定）を行います。

○祖父母を家計の主宰者とする場合について

父または母のいずれかの前年（4月から8月分の場合は前々年）の収入金額等が下表の基準額より多い場合は、父母の収入で生計を維持していると判断し、父母の市町村民税額で階層認定（保育料の計算および副食費徴収免除可否）を行います。

ただし、次のいずれにも該当する場合は、祖父母等の扶養義務者の中で、世帯の最多収入者を家計の主宰者とみなし、主宰者となった方の市町村民税額を含めて階層決定を行います。

- ① 父母の収入金額等が基準額以下
- ② 同居の祖父母等の収入金額等が基準額を超える。

	収入金額 (給与収入のみの場合)	所得金額 (自営業等の場合)
基準額	103万円	48万円

※収入金額等には、児童手当、児童扶養手当、障害年金等の課税対象外収入も含まれます。

※祖父母等と住民票が別々であっても、同居し、生計が同一である場合は、祖父母等の市町村民税額を階層認定（副食費徴収免除の判定）の対象に含みます。

○家計の主宰者を祖父母から父母に変更する場合について

祖父母等の市町村民税額を含めて階層認定（副食費徴収免除の判定）した後、父または母の収入が上記基準額を超えることが見込まれる場合は、申請により階層認定（副食費徴収免除）について父母の市町村民税額で判定することができます。

※直近3か月分の収入を証明できる書類（給与明細等）の提出が必要となります。

※階層認定（副食費徴収免除の判定）の変更は、申請があった月の初日から適用となります。

世帯の状況により提出する書類が異なりますので、あらかじめお電話もしくは窓口にてお問い合わせください。

問い合わせ先

- | | |
|---|------------------|
| <input type="checkbox"/> 子どもサービス課（認定・入退所担当） | TEL 0138-21-3270 |
| <input type="checkbox"/> 恵山福祉課 | TEL 0138-85-2335 |
| <input type="checkbox"/> 南茅部福祉課 | TEL 0138-25-6045 |

保育所等の利用開始後認定内容や届出事項に変更が生じた場合は、利用時間や保育料に変更が生じることがありますので、申請または届出は速やかに行いましょう。

※詳しくは入所後に配布する「利用のしおり」をご覧ください。

■異動等の届出について

次の場合は、その都度速やかに在園している園に申し出るとともに、**教育・保育給付認定等変更申請（届出）書および必要書類を園へ提出してください。**

- ・仕事をやめた、または転職した場合
- ・勤務時間および勤務日数の変更があった場合
- ・転居または転出した場合
- ・結婚または離婚した場合
- ・新たに同居または別居する世帯員（祖父母等）がいる場合
- ・下の子を出産した、または新たに妊娠がわかった場合

■退所について

家庭状況が変わったことで、“保育を必要とする事由”（P.3参照）に該当しなくなった場合、退所の対象となります。退所日までに在園している園に申し出るとともに、**保育所退所届出書を提出し、函館市が交付した支給認定証を園へ返却**していただきます。

入所後、毎年6月頃に現況届の提出があります。保育の必要性が継続されているかの確認のために就労証明書等の提出もお願いしています。書類の提出が確認されない場合や提出書類が保育を必要とする理由を満たしていない場合は、保育の必要性がないとみて退所となります。

また、1か月以上の長期にわたり登園しない場合は、退所となることがあります。

◆入所決定後、函館市外に転出する場合

退所届出書を提出し、函館市が交付した支給認定証を返却していただきます。

転出後も函館市内の保育所等の利用を希望する場合は、継続入所の条件を満たしているか確認が必要となりますので、転出前に必ず子どもサービス課へご連絡ください。

なお、入所後すぐに市外転出が決まっている場合は、入所が取消しになる場合もありますので事前に子どもサービス課へご連絡ください。

※教育・保育給付認定等変更申請（届出）書および保育所退所届出書は園で受け取ってください。

7 通常保育以外の保育サービスについて

函館市では延長保育などの保育サービスを実施しています。各施設によって実施している内容が異なりますので、施設一覧でご確認ください。(P.30～31参照)

サービス名称	内 容
延長保育	利用する保育所等が定める時間帯を超えてお子さまをお預かりします。 申込みは、実施保育所等で直接行っております。 ※利用料は各保育所等にお問い合わせください。
休日保育	日曜・祝日にも、お仕事などで、常態的に日中保育することができないと認められる場合に利用できます。 原則、休日保育を利用する場合、代わりに平日(月～土曜日)に利用している入所施設において、利用しない日を設けていただきます。 利用を希望される方は、入所施設から申込書等を受け取り、実施施設の承認を受けてください。 ▷実施施設 中央認定こども園(新川町1-5 TEL 0138-23-5111) 認定こども園杉の子保育園(本町9-23 TEL 0138-51-7561) ▷必要書類 「休日保育利用申込書」および「休日保育および代替休日取得申出書」

8 公立保育園の民営化について

函館市では、保育環境の整備と保育サービス充実のため、アウトソーシング推進計画にもとづき、公立保育園を順次民営化してまいりました。保育園の民営化とは、函館市から社会福祉法人等に運営を移すこと(移管)です。

現在、公立保育園は認定こども園函館市つつじ保育園のみとなりましたが、今後におきましても、地域の実情を勘案し、民営化等の検討を進めてまいります。

2. 幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)の利用

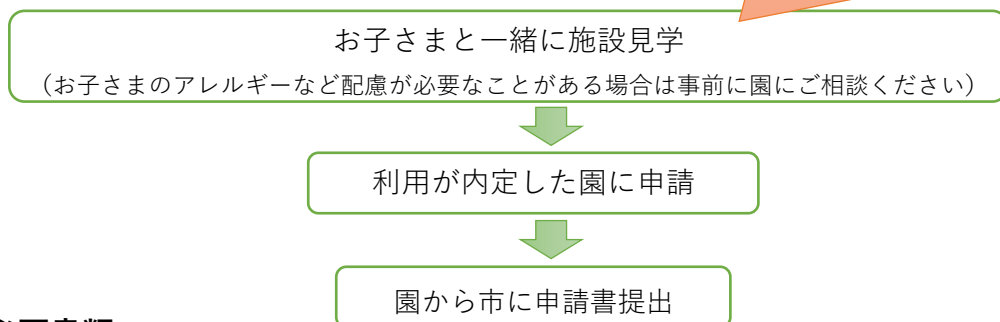
1 教育・保育給付認定（1号認定）と申請手続きについて

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）の利用を希望する場合は、居住する市町村から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

(1) 利用できる方について・・・満3歳以上のお子さま

(2) 入園決定までの流れ

見学予約【施設一覧】P.30～31
直接保護者が希望園にお申込みください。



(3) 必要書類

■すべての方に提出していただく書類（申請時点の状況を確認できるもの）

教育・保育給付認定等申請書（1号認定）	お子さま1人につき一部	P.23
---------------------	-------------	------

■該当する方のみ提出する書類（副食費の徴収免除可否に必要な書類）・・・P.10

■その他の必要書類・・・P.10

※1号に加えて、預かり保育事業を利用する場合にはP.22「2 預かり保育にかかる無償化について」をご確認ください。

【受付期間】入園を希望する園の申込み期間まで（各園にお問い合わせください）

【提出先】入園が内定している園

※園と保護者との入所の契約にもとづいた認定となりますので、園を通じて市へ申請となります。

(4) 保育料および副食費について

保育料は無料となりますが、副食費（おかず・おやつ代）は保護者負担となります。ただし、一定の所得以下の世帯や第3子以降の子どもは副食費が徴収免除となります。徴収免除の可否は、保護者の市町村民税額や世帯の課税状況によって決定します。徴収免除の場合は市から副食費徴収免除決定通知書が交付されます。

■副食費徴収免除の可否と市町村民税の課税年度・・・P.17

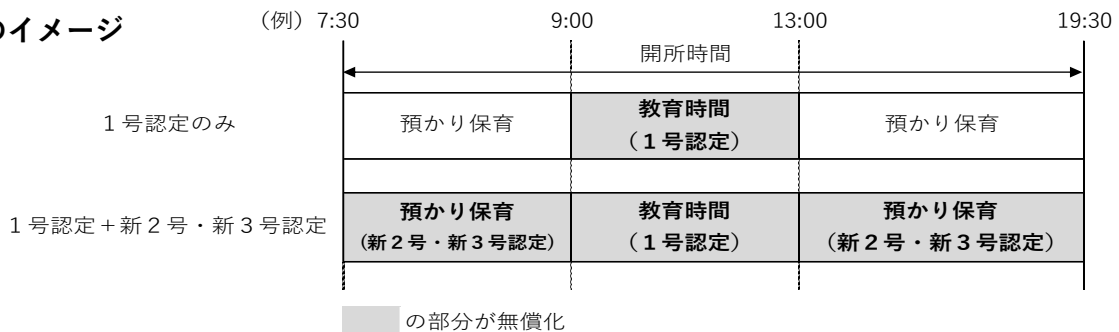
■祖父母等と同居している場合の副食費徴収免除の判定について・・・P.18

（1）預かり保育事業と施設等利用給付認定について

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）では、1号認定を受けて利用するお子さまを対象に教育標準時間の前後や長期休業日に預かり保育事業を実施しています。施設により利用時間、利用料は異なります。

預かり保育事業を利用する際に、保育の要件等を満たす場合は施設等利用給付認定（新2号認定または新3号認定）を受けることで預かり保育の利用料が一定金額まで無償となります。

■利用のイメージ



■認定区分と無償化の上限等

	新2号認定	新3号認定
対象	満3歳到達以後、 最初の3月31日を経過 年少クラス（3歳児クラス）から	満3歳到達以後、最初の3月 31日まで(非課税世帯のみ) 満3歳クラス（2歳児クラス）
保育の要件	P.3 参照	
認定期間		
無償化の上限額 ※利用日数に応じて月額上限額は変動（450円×利用日数）	月額 11,300円まで	月額 16,300円まで

新3号・新2号認定利用にあたっての注意事項

* 新3号・新2号は、保育要件がある方が、1号認定にプラスするような形で認定を受けます。
保育機能の2号認定と組み合わせることはできません。

* 年度中に満3歳を迎えても、年少クラス（3歳児クラス）になるまでは新2号認定の対象になりません。満3歳クラス（2歳児クラス）のお子さまは非課税世帯であれば新3号認定の対象になります。（クラス年齢は表紙をご確認ください。）

* 無償化の上限額を超えた場合、保護者の方の実施負担となります。
例. 施設の長期休業日（夏休みや冬休み）に利用した場合、上限額を超えることがございます。

* **利用後さかのぼって認定することはできません**

無償化の対象となるのは市へ申請した日以降の利用料となり、申請日より前に利用していた預かり保育については無償化の対象となりませんのでご注意ください。

* 就労証明書の提出が遅くなる等、申請時に添付書類を揃えられない理由がある場合は、事前に市へご相談ください。

(2) 必要書類

すべての方に提出していただく書類（申請時点の状況を確認できるもの）

ア 教育・保育給付認定等申請書（1号）兼 施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号認定）	お子さま1人につき一部	P.23
イ 保護者が保育の利用を必要とする事由を確認するための書類	保護者1人につき、一部 ※保護者（父母等）両方必要です	P.15

【受付期間】 利用開始日前まで

【提出先】 入園が内定している園

■ア 教育・保育給付認定等申請書（1号認定） 兼 施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号認定）

おもて

別紙第1号様式（第3条関係）

**教育・保育給付認定等申請書（1号認定）
兼 施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号認定）**

年 月 日

園長市長 あて

次の事項について同意し、
施設型給付費に係る支給認定および支給認定証の交付について申請します。
子育てのための施設等利用給付認定を申請します。

1 距離市が施設型給付費の支給認定、施設等利用給付認定等に必要となる市町村民税等の情報（同一世帯世帯を含む）および世帯情報と照合すること。また、その情報に基づき決定した利用開始期等に関する事項および施設等利用給付認定に関する事項ならびに施設等利用給付費の交付に関する情報について実質的な審査等を行う必要があること。また、
 2 子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用給付は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援法第30条に規定される場合があります。
 3 新年度4月1日開始の場合は、認定事務が集中し審査等に目途を定むため、申請日に限らず、子ども・子育て支援法第20条第6項または第30条の表の第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果の通知を受け付ける場合があります。
 4 申請内容が事実と相違した場合は、施設型給付費の支給認定、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

保護者 (申請者)	氏名	① (敬称・姓・名・姓)	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	② (敬称・姓・名・姓)
住所	園長市長 町 丁目 番(地) 号		
申請に係る 小学校 就学前の 子ども	氏名	保護者との続柄	
	生年月日	平成・令和 年 月 日	(令和 年4月1日現在 歳)

1 申請する認定種別等

幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）の入所利用（1号認定）

利用を希望する期間 年 月 日から 小学校就学前 まで

利用を希望する施設（事業者）名

預かり保育事業の利用

満3歳到達以後最初の3月31日を経過（新2号）
満3歳到達以後最初の3月31日までの間にあり、市民税非課税世帯に該当（新3号）

<保育を必要とする理由>

父	<input type="checkbox"/> 就労 ⇒ 就労状況 (月 日 水 木 金 土 / : ~ : , 変則勤務)
	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他 (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))
母	<input type="checkbox"/> 就労 ⇒ 就労状況 (月 日 水 木 金 土 / : ~ : , 変則勤務)
	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 □疾病・障がい □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他 (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))

※裏面の「2 世帯の状況」もご記入ください。

うら

2 世帯の状況 ※住居が同一かどうかにかかわらず同居している家族を都度記入してください。
 ※欄外に記入できない場合は、世帯の状況欄を添付してください。

氏名	生年月日	職歴(勤務先)または 学校名等	世帯の 役割	R.1.1 現在の 住居所在地	備考
申請者	本人 R 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 園内 <input type="checkbox"/> 園外()	
保護者	本人 R 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 園内 <input type="checkbox"/> 園外()	
	本人 R 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 園内 <input type="checkbox"/> 園外()	
その他の同居家族	本人 R 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 園内 <input type="checkbox"/> 園外()	
	本人 R 年 月 日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 園内 <input type="checkbox"/> 園外()	
世帯の状況	<input type="checkbox"/> 生活保護・国民健康保険等支給給付の適用あり(年 月 日開始) <input type="checkbox"/> ひとり親家庭(姉妹 あり/なし)				

***施設記載欄**

受付年月日 年 月 日

施設(事業者)名 担当者 連絡先

入所契約(内定)の有無 有(年 月 日 契約・内定) ・ 無

備考

園長市長処理欄

認定番号 / ともコード

認定区分等 1号 / 新2号 新3号

認定の可否 可(年 月 日認定) ・ 否(否とする理由)

支給(入所)の可否 施設型 地域型 特別施設型 特別地域型

支給(利用)期間 (1号) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
 (新2号・新3号) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

入所施設(事業者)名

施設区分 認定こども園 連 幼(幼 幼保) 保(保 幼幼) 幼保連携
預かり保育事業

備考

(本庁受付印)

処 理			
確認	確認	入力	入力
			交付 本・済・業

3. 子育て支援等

1

子育て支援事業

保育所等を利用していない小学校就学前までのお子さまがいる家庭を対象として、次の事業を実施しておりますので、ご利用ください。

事業名	内 容
一時預かり事業 (一般型) 	<p>冠婚葬祭や保護者の疾病等の突発的な事情や、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担の軽減のため、お子さまを保育所・幼稚園・認定こども園でお預かりします。(基本の保育時間は8時間となっております。)</p> <p>申込みは、実施施設で直接行っております。</p> <p>実施施設は、P.30～31をご参照ください。函館市の公式 LINE の保育園検索からも検索可能です。</p> <p>※利用料金は実施保育所等にお問い合わせください。</p>
子育てサロン (13か所) 	<p>子育て世帯間の交流を深める取り組みのほか、子育て等に関する相談や援助、子育て関連情報の提供、子育て等に関する講習等を実施しています。</p> <p>子育てサロンの利用は無料です。</p> <p>開所時間や週間プログラム等は各サロンに直接お問い合わせください。</p>
子育て支援隊 (ホームスタート美原) 	<p>研修を受けた子育て経験者のボランティアによる家庭訪問型の子育て支援です。</p> <p>主なサービス内容は、子育てに関する悩み等の傾聴、効率的な家事の仕方や離乳食レシピ等の情報提供、利用できる子育て支援の情報提供等です。ベビーシッターや家事代行はできません。</p> <p>▷美原子育てサロン (美原 1-29-21) TEL 0138-62-2020</p>
函館市ファミリー・サポート・センター 	<p>地域において、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)が会員となり、育児について助け合う会員組織です。函館市居住の方ならどなたでも会員になれます。</p> <p>利用前に、会員登録が必要となりますので、直接センターにお電話のうえ、お申し込みください。</p> <p>▷函館市ファミリー・サポート・センター 函館市総合福祉センター3階(若松町33-6) TEL 0138-23-3920</p>
こども誰でも通園制度 (試行的事業) 	<p>認可保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設を利用していない生後6か月から3歳未満の子どもを対象に、理由を問わずに、月10時間まで保育を利用できる制度です。</p> <p>令和6年度の試行的事業の間は利用料が無料です。</p> <p>ご利用前に、函館市へ利用登録の申請を行う必要があります。利用登録が終わったら、制度を実施している施設に直接ご予約ください。</p>

病児保育事業



子どもが病気やケガの時、仕事や用事などで保護者が保育をすることができない場合に、看護師や保育士など専門スタッフのいる専用の保育室で一時的に子どもを預かります。利用前に、事前登録が必要となりますので、実施施設へ「病児保育登録票」を郵送またはメールにてご提出ください。

▷市立函館病院 愛児園 病児保育室（港町1-5-10）TEL 0138-83-5745

詳しくは下記をご覧ください

子どもが病気やケガに…
でも仕事が休めないときなどは

市立函館病院内 保育施設 愛児園

病児保育室

をご利用ください

利用定員
1日/3名



病児保育とは

子どもが病気やケガなどの際に保護者が就労等で家庭での保育が困難な場合に、病院等に併設された専用スペースにおいて保育士や看護師が一時的に子どもを預かる事業です。

※病気の種類や症状により預かることができない場合があります。

詳しくはこちらをご覧ください



対象者

回復期に至らない場合で当面症状の急変がみとめられない下記①②のいずれかに該当する
生後6ヶ月から小学校6年生までの子ども

①函館市内に居住 ②保護者が市内の事業所等に勤務している

開設日 開設時間

月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
7時30分～17時30分

利用料金

■函館市に
居住している方
1日/1,000円

■市外に居住し保護者が
市内の事業所に勤務している方
1日/3,000円

延長料金
10分/200円

利用方法

事前登録の仕方

- 1 利用する1週間前までに「病児保育登録票」を実施施設に提出する。
- 2 病児保育登録票は、ホームページからダウンロード可能
※ダウンロードができない場合は郵送により対応
- 3 病児保育登録票を郵送またはメールにて提出
郵送の場合
住所/〒041-0821 函館市港町1丁目5-10
市立函館病院 愛児園 病児保育室 宛
メールの場合
メールアドレス/aijen@hospital.hakodate.hokkaido.jp
お問い合わせ: TEL 0138-83-5745

登録後の利用方法

- 1 仮予約 (当日および翌日分まで可)
予約専用電話番号: 0138-83-5744
- 2 かかりつけ医を受診し、「医師連絡票」を発行してもらう。
- 3 本予約
医師連絡票を手元に用意し、①の予約専用電話番号に連絡をする。
- 4 施設を利用

お問い合わせ

函館市子ども未来部 子どもサービス課
TEL: 0138-21-3284 函館市 病児保育 検索

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



Plastics Smart



■函館市子育てアプリ「すくすく函館っ子」(はこっこ)

妊娠・出産や子育てに関する市からのお知らせやイベント情報を受け取ることができるほか、妊娠中の健診記録や子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理などができるアプリです。



■函館市子ども・子育て情報「はこすく」

「子どもを預けたい」「子育て相談がしたい」など、函館市の行政サービスを利用したい時は、函館市の子育てに関する制度・施設などをまとめた、こちらのリンク集をご活用ください。



■子育て支援コンシェルジュ

はこだてキッズプラザ内の子育て相談室では、「子育て支援コンシェルジュ」が子育て全般に関する相談とともに、子ども・子育て支援サービスに関する情報提供などを行っています。どんな内容でも、話をするだけでも構いません。お気軽にご相談ください。



■子ども家庭センター（函館市五稜郭町23-1 函館市総合保健センター1階）

マザーズ・サポート・ステーション

「産後、気持ちが落ち込んでいて誰かに相談したい」「子どもの発達が気になる」など、子育て世代の女性が抱える様々な悩みに対し、専任の保健師・助産師が相談に対応し、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を行います。

来所での相談、電話、電子メールでの相談を行っています。

■相談時間／ 8:45～17:30（土・日・祝日・年末年始を除く）

TEL 0138-32-1565 FAX 0138-32-1506



子どもなんでも相談110番

子育て、障がい、病気、家庭内の問題、保育園・幼稚園・学校での問題、ヤングケアラー、虐待など、0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる相談を受け付けています。

■相談時間／月曜日 8:45～19:00

火曜日～金曜日 8:45～17:30（面接相談は、予約制）

TEL 0138-32-3192 みんなでいくじ FAX 0138-32-1506 E-mail: : kodomo110@city.hakodate.hokkaido.jp

お子さんからの相談もお受けします！パソコン、スマートフォン、携帯ゲーム機からも相談できます。

子ども専用電話 TEL 0800-800-0879 おはなしくよ ※フリーダイヤルです。
子ども専用ページ 右のQRコードから読み取ることができます。



memo

A series of horizontal dashed lines for writing.

令和6年度(2024年度) 函館市保育料基準額表 (保育認定0~2歳児クラス)

1. 本基準額表の対象者

令和4年4月2日以降に生まれたお子さん(3歳未満児)が対象です。
令和7年度中に満3歳に達したお子さんは、令和7年度末(令和8年3月)までこの保育料基準額表の保育料がかかります。

2. 保育料の決定方法

保育料は、世帯の市町村民税額(4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度)の課税状況や保護者の市町村民税所得割額の合計額をもとに階層を認定し、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)や世帯の状況等によって決定します。

保育料算定の市町村民税所得割額は、下記の税額控除によって減税されている場合、これらの金額を足し戻した額(減税前の額)で計算します。

- ・住宅借入金等特別税額控除
- ・外国税額控除
- ・配当控除
- ・寄附金税額控除
- ・配当割額
- ・株式等譲渡所得割額控除

3. 多子世帯の保育料軽減

生計を一にする子どもが2人以上いる場合は、年齢の高い子どもから第1子、第2子と数え、第2子以降の保育料は無料となります。(子どもの年齢は問いません。)

生計を一にする子どもが別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必要となります。

なお、生計を一にする子どもが函館市外に居住している場合は、教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。

4. 課税状況が確認できない場合

未申告等により保育料の決定に必要な課税状況が確認できない場合は、最高階層D17の保育料で決定します。

非課税の場合も非課税であることを申告いただく必要があります。

5. 保育料を知りたい場合

市では、お子さまの保育所等への入所決定後に保育料を算定しています。

入所決定前におおよその金額を知りたい方は、
函館市公式LINEのサービス もしくは、子どもサービス課の窓口にて確認できます。
窓口にお越しになる場合は、来庁する保護者本人の写真付き身分証明書を持参してください。

保育料試算



(単位:円/月)

階層区分		3歳未満児(0~2歳児クラス)					
		右記以外の世帯			ひとり親・障がい者世帯		
		第1子		第2子以降	第1子		第2子以降
		標準時間	短時間	標準時間 短時間	標準時間	短時間	標準時間 短時間
A	生活保護世帯または支援給付世帯 ※1	0	0		0	0	
B	市町村民税が課税されていない世帯						
C1	市町村民税均等割のみ課税されている世帯	7,800	7,600		3,900	3,800 ※2	
C2	市町村民税所得割額が課税される世帯	24,300円未満	24,300円未満	12,300	12,100	6,150	6,050
C3		24,300円以上 48,600円未満	48,600円未満	16,700	16,400	7,850	7,700
D1		48,600円以上 53,100円未満	53,100円未満	20,400	20,000	9,000	9,000
D2		53,100円以上 62,100円未満	62,100円未満	21,800	21,400	9,000	9,000
D3		62,100円以上 77,101円未満	77,101円未満	25,100	24,700	9,000	9,000
		77,101円以上 80,600円未満	80,600円未満			25,100	24,700
D4		80,600円以上 98,600円未満	98,600円未満	28,500	28,100	28,500	28,100
D5		98,600円以上 116,600円未満	116,600円未満	32,900	32,300	32,900	32,300
D6		116,600円以上 134,600円未満	134,600円未満	36,400	35,800	36,400	35,800
D7		134,600円以上 158,200円未満	158,200円未満	40,000	39,400	40,000	39,400
D8		158,200円以上 171,900円未満	171,900円未満	43,600	43,000	43,600	43,000
D9		171,900円以上 294,900円未満	294,900円未満	47,600	46,700	47,600	46,700
D10		294,900円以上 366,900円未満	366,900円未満	51,700	50,800	51,700	50,800
D11		366,900円以上 416,400円未満	416,400円未満	55,800	54,900	55,800	54,900
D12		416,400円以上 456,600円未満	456,600円未満	59,700	58,500	59,700	58,500
D13		456,600円以上 491,700円未満	491,700円未満	64,400	63,200	64,400	63,200
D14		491,700円以上 523,800円未満	523,800円未満	69,000	67,800	69,000	67,800
D15	523,800円以上 556,800円未満	556,800円未満	73,700	72,100	73,700	72,100	
D16	556,800円以上 589,800円未満	589,800円未満	78,400	76,800	78,400	76,800	
D17	589,800円以上		86,200	84,600	86,200	84,600	

※1 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

※2 太枠で囲まれた市町村民税所得割額77,101円未満(階層区分C1~D3の一部)のひとり親・障がい者世帯は、第1子の保育料が軽減された金額となっております。

令和6年度(2024年度) 函館市副食費免除判定基準表 (満3歳以上)

保育料の無償化に伴い副食費が実費徴収となりましたが、保護者負担が増えないよう、副食費の免除制度が設けられました。免除については、申請の必要はなく、免除になる方には免除決定通知が届きます。

- 副食費免除の可否は、保護者の市町村民税額（4月分から8月分は前年度，9月分から翌3月分は当該年度）により決定します。（市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。）
- 生活保護受給世帯または支援給付世帯とは、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

【1号認定を受けている満3歳以上児】

区 分		第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯または支援給付世帯		免除 ^(※1)		
市町村民税が課税されていない世帯または均等割額のみ課税されている世帯				
市町村民税所得割額が課税されている世帯	77,100円以下	免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。		免除 ^(注2)
	77,101円以上 211,200円以下			
	211,201円以上			

※ 児童の満年齢は、令和7年(2025年)3月31日時点の満年齢です。

【2号認定を受けている3歳以上児】

年度内に満3歳に到達したお子さんは2号認定となりますが、年度中の副食費は3歳未満の保育料に含まれます。

区 分	ひとり親家庭等以外			ひとり親家庭等		
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯または支援給付世帯	免除 ^(※1)			免除 ^(※1)		
市町村民税が課税されていない世帯						
市町村民税均等割のみ課税されている世帯	免除 ^(※1)			免除 ^(※1)		
市町村民税所得割額が課税されている世帯						
24,300円未満	免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。			免除 ^(※3)		
24,300円以上 48,600円未満						
48,600円以上 53,100円未満						
53,100円以上 57,700円未満	免除 ^(※3)			免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。		
57,700円以上 62,100円未満						
62,100円以上 77,101円未満						
77,101円以上 80,600円未満	免除 ^(※3)			免除 ^(※3)		
80,600円以上						

<第3子以降の子どもの算定基準について> ※ 認定区分や世帯の市町村民税所得割額により基準が異なります。

- (※1) 生計を一にする子ども(年齢は問いません。)について、「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必要となります。なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。
- (※2) 同一世帯の小学校3年生以下の子どものうち年齢の高い子どもから数えて第3子以降の子どもの副食費が免除となります。
- (※3) 同一世帯の小学校就学前の子どものうち年齢の高い子どもから数えて第3子以降の子どもの副食費が免除となります。

※算定の基準となる小学校就学前の子どもは、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援、企業主導型事業を利用している場合にかウントの対象となります。

令和6年度(2024年度) 幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表

(R6.4.1現在)

区域	施設名	保育	教育	住所	電話番号	開園時間	保育短時間の 設定時間	乳 児 保 育	延長保育時間	一時預かり		休 日 保 育
										一 般 型	在 園 児	
西部地区												
	はこだて元町認定こども園	○	○	弥生町1-24	22-4847	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	自	○	
	認定こども園 遺愛幼稚園	○	○	元町4-1	22-0419	7:30~18:30 注:土曜休園	8:30~16:30 9:00~17:00	◎	-	○	○	
	認定こども園 元町百合台幼稚園	○	○	元町15-30	23-3551	7:30~18:30	8:30~16:30	⑩	-		○	
	認定こども園 龍谷幼稚園	○	○	東川町12-24	23-0274	7:30~18:30	8:00~16:00	⑥	-		○	
	認定こども園 函館高砂保育園	○	○	若松町35-16	23-5740	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~20:00	自	○	
中央部地区												
	中央認定こども園	○	○	新川町1-5	23-5111	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~20:00	自	○	○
	はまなす認定こども園	○	○	千歳町15-5	22-7484	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	○	○	
	いづみ認定こども園	○	○	堀川町30-3	51-8736	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15	○	○	
	認定こども園 函館大谷幼稚園	○	○	千代台町10-10	51-1674	7:30~18:30	7:30~15:30	⑥	18:30~19:00		○	
	ゆりかご認定こども園	○	○	中島町33-18	55-8847	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	自	○	
	認定こども園 眞宗寺保育園	○	○	中島町32-13	53-4331	7:30~18:30	8:30~16:30	⑥	18:30~19:30	自	○	
	認定こども園 函館藤幼稚園	○	○	宮前町26-6	41-3569	7:30~18:30	8:30~16:30	◎	-	自	自	
	亀田認定こども園 ※令和7年4月1日 移転予定(宮前町33-11)	○	○	亀田町5-19	41-5219	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	自	○	
	青い鳥保育園	○		大川町4-27	43-8161	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15	○		
	認定こども園総合施設 函館若葉幼稚園	○	○	田家町9-30	42-4471	7:30~18:30	8:30~16:30 9:00~17:00	②	18:30~19:00		○	
	認定こども園 杉の子保育園	○	○	本町9-23	51-7561	7:30~18:30	9:00~17:00	○	18:30~19:30	○	○	○
	函館三育認定こども園	○	○	五稜郭町7-22	51-7664	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~20:00	○	○	
	幼保連携型認定こども園 認定こども園 国の華幼稚園	○	○	梁川町19-17	51-0738	7:30~18:30	8:30~16:30 9:00~17:00	○	18:30~19:00	○	○	
	認定こども園 函館市松陰保育園	○	○	松陰町30-5	52-2217	7:30~18:30	8:00~16:00	○	18:30~20:30	自	○	
	認定こども園 函館ちとせ幼稚園	○	○	松陰町9-7	55-4182	7:30~18:30	8:30~16:30	⑥	-	○	○	
	函館短期大学付属幼稚園		○	柏木町7-26	51-2757	★9:00~14:00	-		-		○	
	公益財団法人鉄道弘済会 人見認定こども園	○	○	人見町9-3	52-5707	7:15~18:15	9:00~17:00	○	18:15~19:15	○	自	
	うみの星認定こども園	○	○	日乃出町27-3	54-1333	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	自	○	
東部地区												
	駒場認定こども園	○	○	駒場町10-22	55-0149	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	自	○	
	認定こども園 カトリック湯の川幼稚園	○	○	駒場町14-10	51-3046	7:30~18:30	8:30~16:30	⑥	18:30~19:00		○	
	認定こども園 函館深堀保育園	○	○	深堀町27-2	33-0033	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15	自	○	
	認定こども園 函館上湯川保育園	○	○	上湯川町10-12	57-2619	7:00~18:00	8:30~16:30	⑥	18:00~19:00	自	○	
	おおぞら保育園	○		上湯川町45-29	57-2586	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15			
	認定こども園 旭岡保育園	○	○	西旭岡町1-29-10	50-2688	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~18:30	○	○	
	認定こども園遺愛旭岡幼稚園	○	○	西旭岡町2-6-1	50-3308	7:30~18:30 注:土曜休園	9:00~17:00	◎	-	○	○	
	認定根崎こども園	○	○	高松町426-1	57-4567	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~18:45	○	○	
	認定こども園 高丘幼稚園	○	○	高丘町27-33	57-3621	7:30~18:30	8:30~16:30	○	18:30~19:00	○	○	
	つくし認定こども園	○	○	榎本町16-17	59-2366	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	自	○	
	認定こども園 函館福ちゃん保育園	○	○	日吉町4-13-5	52-4151	7:30~18:30	8:30~16:30	○	18:30~19:00	○	○	
	函館花園認定こども園	○	○	花園町32-1	51-7545	7:15~18:15	8:00~16:00	○	18:15~19:15	自	○	
	認定こども園 花園大谷幼稚園	○	○	花園町17-17	54-2640	7:30~18:30	7:30~15:30	⑫	-		○	

令和6年度(2024年度) 幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表

(R6.4.1現在)

区域	施設名	保育	教育	住所	電話番号	開園時間	保育短時間の設定時間	乳児保育	延長保育時間	一時預かり		休日保育
										一般型	在園児	
北東部地区												
	函館白百合学園幼稚園		○	山の手2-6-3	52-0945	★8:30~13:30	-		-	○	○	
	あすなろ保育園	○		東山2-18-1	53-7011	7:15~18:15	8:00~16:00	③	-	○		
	認定こども園 函館ひかり幼稚園	○	○	神山3-52-8	54-2220	7:30~18:30	8:30~16:30	⑫	-		○	
	認定こども園 つぐみ保育園	○	○	鍛冶2-3-9	54-6206	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~18:30	○	○	
	函館大谷短期大学附属認定こども園	○	○	鍛冶1-2-3	56-1038	7:00~18:00	8:30~16:30 8:00~16:00	⑥	18:00~19:00		○	
	鍛冶さくら認定こども園	○	○	鍛冶1-11-21	30-6611	7:15~18:15	8:45~16:45	○	18:15~19:15	○	○	
	神山保育園	○		中道2-45-2	51-8339	7:15~18:15	8:00~16:00	⑥	18:15~18:45			
	かぜのご認定こども園	○	○	富岡町2-59-11	42-3004	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00	自	自	
	認定こども園 太陽の子幼稚園	○	○	富岡町1-42-12	41-1929	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00		自	
	五稜郭認定こども園	○	○	亀田本町8-18	42-0731	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00		自	
	なかよし認定こども園	○	○	昭和3-15-10	42-6218	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00		○	
	認定こども園 亀田ゆたか幼稚園	○	○	美原1-28-10	41-6585	7:30~18:30	8:30~16:30	◎	-		○	
	認定こども園 函館美原保育園	○	○	美原1-29-21	62-2011	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15	○	○	
	函館あおい認定こども園	○	○	美原2-46-10	46-1008	7:30~18:30	8:00~16:00	⑥	18:30~19:00		○	
	認定こども園 コバト保育園	○	○	美原3-31-6	46-9923	7:30~18:30	8:30~16:30	○	18:30~19:30	自	自	
	赤川認定こども園	○	○	赤川町161-2	34-3939	7:15~18:15	8:45~16:45	○	18:15~19:15	○	○	
	つくしの子保育園	○		亀田中野町57-15	46-8874	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15	自		
	認定こども園 函館石川保育園	○	○	石川町39-8	47-6616	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15	○	自	
北部地区												
	函館めぐみ幼稚園		○	桔梗町433-43	47-1735	★9:30~13:30 ★11:00~15:00	-		-		○	
	認定こども園 函館桔梗保育園	○	○	桔梗3-1-29	47-1337	7:15~18:15	8:00~16:00	○	18:15~19:15	自	○	
	認定こども園 ききょう幼稚園	○	○	西桔梗町218-43	49-0313	7:30~18:30	8:30~16:30	③	-		○	
	認定こども園 函館亀田港保育園	○	○	亀田港町52-14	41-0365	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:00	○	○	
	認定こども園 第二太陽の子幼稚園	○	○	亀田港町13-5	41-9345	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00		○	
	函館大谷短期大学附属港認定こども園	○	○	港町1-25-1	83-2412	7:15~18:15	8:15~16:15	○	18:15~19:15	○	自	
東部地区												
	南かやべ認定こども園	○	○	川汲町1601-1	25-6677	7:15~18:15	8:15~16:15 8:45~16:45	○	18:15~19:15	自	○	
	認定こども園 函館市つつじ保育園	○	○	日ノ浜町172-8	85-3555	7:15~18:15	8:00~16:00	○	18:15~19:15			
国公立幼稚園												
	戸井幼稚園		○	小安町523-7	82-3577	★8:45~13:30	-		-		○	
	北海道教育大学附属函館幼稚園		○	美原3-48-6	46-2237	★8:45~14:00	-		-		自	

1 上記一覧表の開園時間、保育短時間の設定時間およびその他の保育等の実施状況は変更となる場合があります。

2 上記★は、幼稚園における教育標準時間(幼稚園機能での利用時間)です。

3 乳児保育

○：生後57日目以降

②：2か月以上

③：3か月以上

⑥：6か月以上

⑩：10か月以上

⑫：満1才から

◎：亀田ゆたか幼稚園…1才児クラスから

函館藤幼稚園…1才6か月以上

遺愛幼稚園・遺愛旭岡幼稚園…満2歳から

4 延長保育

利用料および保育短時間を超える延長保育の実施については、各園によって異なりますので直接園へお問い合わせください。

5 一時預かり

一般型：主に保育所等に通っていない乳幼児を一時的に保育

在園児：主に在園児を教育時間の前後または長期休業日等に保育

自…自主事業として園独自に実施している

○…函館市の補助事業として実施している

6 休日保育

日曜・祝日に保育を実施

保育園検索

函館市公式LINEから保育園検索ができるようになりました。自宅や職場など、指定の地点から近い園を検索することができます。



♡♡♡ ご自宅からオンラインでお申込みができます ♡♡♡

マイナンバーカードをお持ちの方は、曜日や時間帯にかかわらず、
いつでも・どこでも好きなタイミングで申請ができる

「マイナポータル」ぴったりサービスをご利用できます。

※窓口の受付と受付期間が異なりますので、ご注意ください。

お申込みはQRコードから

【年度途中入所】



【4月1日入所】



カンタン・便利！
ぜひご利用ください♪



保育所等の入所，子育て支援事業等に関する問い合わせ先

■保育所等の入所，保育料の決定に関すること

子どもサービス課（認定・入退所担当）	TEL 0138-21-3270
恵山福祉課	TEL 0138-85-2335
南茅部福祉課	TEL 0138-25-6045

■認可保育所の保育料の納付に関すること

子どもサービス課（サービス・給付担当）	TEL 0138-21-3030
---------------------	------------------

■保育サービス，子育て支援事業に関すること

子どもサービス課（サービス・給付担当）	TEL 0138-21-3272
---------------------	------------------

■こども誰でも通園制度（試行的事業）に関すること

子どもサービス課（認定・入退所担当）	TEL 0138-21-3270
--------------------	------------------

■施設への指導に関すること

子どもサービス課（指導監査担当）	TEL 0138-21-3935
------------------	------------------

発行：子ども未来部子どもサービス課 認定・入退所担当

【住所】	〒040-8666 函館市東雲町4番13号
【TEL】	0138-21-3270（直通）
【E-mail】	kodomo-nn@city.hakodate.hokkaido.jp
【受付】	平日 午前8時45分～午後5時30分